

「大学等修学支援施策推進事業」 審査要項

「大学等修学支援施策推進事業」にかかる事業者の審査、評価及び選定を行うため選定委員会を置く。本事業の選定は選定委員会によって決定するものとし、各委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 選定委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 選定委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに高等教育局学生支援課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で選定委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 選定委員が所属している機関から申請があった場合
- ③ 選定委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 選定委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を選定委員自身が受けている場合
- ⑤ 選定委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を選定委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 選定委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該選定委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、高等教育局は選定委員会に当該選定委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該選定委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 選定委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに選定委員の中から委員長を選任し、当該選定委員の審査の可否について決定しなければならない。また、選定委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 選定委員は、前項により選定委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不正な働きかけ）

第3 選定委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに高等教育局学生支援課に報告しなければならない。

2 高等教育局は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。